別表六の二(二十)付表の記載要領第一号中「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の５第２項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は」を削る。

別表六の二(二十一)から別表六の二(二十三)までを削る。

別表六の二(二十四)の表中「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」を「国内新規雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」に、

新規雇用者給与等支給額の合計額 （各連結法人の別表六の二(二十四)付表「12」の合計）
新規雇用者比較給与等支給額の合計額 （各連結法人の別表六の二(二十四)付表「19」の合計）

を

新規雇用者給与等支給額の合計額 （各連結法人の別表六の二(二十一)付表「12」の合計）
新規雇用者比較給与等支給額の合計額 （各連結法人の別表六の二(二十一)付表「19」の合計）

に、

控除対象新規雇用者給与等支給額の合計額 （各連結法人の別表六の二(二十四)付表「５」の合計）
個別給与控除額の合計額 （各連結法人の別表六の二(二十六)「16」の合計）

を

控除対象新規雇用者給与等支給額の合計額 （各連結法人の別表六の二(二十一)付表「５」の合計）
個別給与控除額の合計額 （各連結法人の別表六の二(二十三)「16」の合計）

に、

調整前連結税額超過構成額 （別表六の二(三)「７の㉒」）

を

調整前連結税額超過構成額 （別表六の二(三)「７の⑲」）

に改め、

同表の記載要領第一号中「。以下この号において「令和２年改正法」という。」に「（以下この号において「令和２年旧措置法」という。）」及び「（令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が令和３年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する各連結事業年度において令和２年旧措置法第68条の15の６第１項の規定の適用を受ける場合に限る。）」を削り、同表を別表六の二(二十一)とする。

別表六の二(二十四)付表の表中

差引控除対象新規雇用者給与等支給額 (5)－（別表六の二(二十六)「16」） （マイナスの場合は０）

を

差引控除対象新規雇用者給与等支給額 (5)－（別表六の二(二十三)「16」） （マイナスの場合は０）

に、

当期控除額の個別帰属額 （別表六の二(二十四)「19」）×(6)/(7)

を

当期控除額の個別帰属額 （別表六の二(二十一)「19」）×(6)/(7)

に改め、同表の記載要領第一号中「。以下この号において「令和２年改正法」という。」を削り、「以下この記載要領」を「次号及び第３号」に改め、「（令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が令和３年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する各連結事業年度において令和２年旧措置法第68条の15の６第１項の規定の適用を受ける場合に限る。）」を削り、同表を別表六の二(二十一)付表とする。